

2012年1月13日

中華人民共和国 国家知識産権局条法司御中

日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト
リーダー 小園江 健一専利申請優先審査管理弁法(征求意见稿) に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、貴国への専利出願も多数行っている日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記征求意见稿について精査させていただきました。

つきましては、以下のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

- 記 -

私共といたしましては、今回の征求意见稿に基本的に賛同いたします。優先審査の対象となる専利出願の範囲、優先審査を請求する要件、優先審査の取り扱いなどを本弁法により具体的に明確に規定することにより、重要な経済的・社会的意義を有する専利出願の審査が迅速に行われ、専利権者の合法的権益がより適切に保護されることが期待され、本弁法が貴国の経済・技術の発展に寄与するものと考えます。

しかしながら、優先審査・早期審査に関する他国の制度や私共のような外国の専利出願人の利便性を鑑み、以下の点についてさらにご検討いただければ幸いです。

1. 征求意见稿第4条に規定する優先審査の対象となる専利出願の範囲の拡大を希望します。

<理由> 征求意见稿第4条に規定した専利出願以外にも、日本を含む多くの国では、専利出願人が発明創造を実施している或いは実施を準備中の専利出願、専利出願人以外の第三者が発明創造を実施している専利出願を優先審査或いは早期審査の対象としています。これら専利出願人あるいは第三者が実施している発明創造は、経済的・社会的意義が比較的高いものと考えます。また、第三者が実施している発明創造については、専利出願の審査を迅速に行うことが、市場の混乱を抑制するために有効と考えます。つきましては、これらの専利出願も優先審査の対象とすることを再度ご検討願います。

また、征求意见稿第4条(四)項では、中国の専利出願後に他国に専利出願した場合の最初の中国出願が優先審査の対象とされていますが、日本などでは他国に専利出願された後に自国に専利出願された場合も優先審査或いは早期審査の対象としております。複数の国家・地域に専利出願された発明創造は最初の専利出願がどの国・地域で行われたかに関わらず、1つの国・地域のみで専利出願された発明創造よりも経済的・社会的意義を有することが多いと考えます。つきましては、他国・地域への専利出願後に中国に専利出願された専利出願についても本項の対象としていただくことを再度ご検討願います。

2. 征求意见稿第7条(一)項に規定する専利申請優先審査請求書の要件の緩和を希望します。

<理由> 征求意见稿第7条(一)項では、優先審査を希望する専利出願人に対し、国务院組成部門・直属機

関或は各地方の知識産権局の審査を受けた専利申請優先審査請求書を提出することを要求しています。しかしながら、外国の専利出願人が征求意见稿第4条に規定に該当する自己の専利出願について優先審査を申請する場合に、国务院組成部門・直屬機関或は各地方の知識産権局の審査を早期に受けることは事実上大きな困難が予想されます。つきましては、征求意见稿第7条(一)項に規定する専利申請優先審査請求書の要件の緩和を外国出願人の利便性を考慮し再検討していただくことを希望します。

3. 征求意见稿第7条(二)項に規定する検索報告に代えて、貴局が十分な審査レベルにあると認定した他国・地域の専利審査機関が発行した検索報告・審査結果を提出することを認めていただくことを希望します。

<理由> 征求意见稿第7条(二)項では、優先審査を希望する専利出願人に対し、第8条に規定する条件を満足した検索報告を提出することを要求しています。優先審査条件に符合する専利出願について貴局が第11条の規定に従って審査を速やかに行うに際して所定の検索報告が有益であることは私共も十分理解するものですが、貴局が十分な審査レベルにあると認定した他国・地域の専利審査機関が発行した検索報告・審査結果も第8条に規定された検索報告と同程度に有益と考えます。他国・地域の専利審査機関が発行した検索報告・審査結果をすでに得ている専利出願人が、第7条(二)項に規定する検索報告の代わりに他国・地域の専利審査機関が発行した検索報告・審査結果を提出して優先審査の請求を認めることにより、専利出願人はより迅速に優先審査を請求することが可能となると共に、世界的な観点での検索作業の重複を抑制することも期待されます。つきましては、優先審査を申請する専利出願人が、第7条(二)項に規定する検索報告に代えて、貴局が十分な審査レベルにあると認定した他国・地域の専利審査機関が発行した検索報告・審査結果を提出することを認めていただくことを希望します。

以上

お問い合わせ先：
日本知的財産協会
事務局長 土井 英男
TEL: 81-3-5205-3432
FAX: 81-3-5205-3391
Email: doi@jipa.or.jp